

我が国の租税制度と税理士制度

立 教 大 学
東京税理士会 寄附講座



2015年9月21日

講師 東京税理士会副会長 名倉 明彦

1. 日本における税の歴史

(1) 弥生時代から明治維新まで

(2) 明治維新から終戦まで

(3) 戦後

2. 税とは何か

(1) 公共サービス

(2) 税金の性格

(3) 財政に果たす役割

- ① 公共サービス提供資金の調達
- ② 所得再分配
- ③ 景気調整

3. 税金はどのように決められるか

- (1) 憲法
- (2) 納税の義務（憲法第30条）
- (3) 租税法律主義（憲法第84条）
- (4) 応能負担の原則
- (5) 水平的公平と垂直的公平

4. 税金と財政

- (1) 国と地方の予算
- (2) 財政支出のコントロール
- (3) 税金の使われ方
- (4) 国民負担率のあり方

5. さまざまな税金

- (1) 国税と地方税
- (2) 直接税と間接税

6. 税金の種類と計算方法

- (1) 所得税
- (2) 法人税
- (3) 消費税
- (4) 相続税

7. 申告と納税

- (1) 申告納税方式と賦課課税方式
- (2) 青色申告と白色申告
- (3) 更正の請求と修正申告
- (4) 納税についてのペナルティ

8. 税務調査と不服申立て

- (1) 一般の税務調査と強制調査
- (2) 異議申立てと審査請求、訴訟
- (3) 納付期限の延長

9. 納税者の権利と義務

- (1) 納税の義務
- (2) 納税者の理解と協力
- (3) 納税者の権利の保護

10. 知っていますか？税理士のこと

(1) 税理士制度

- ① 計理士法制定（昭和 2 年 3 月）
- ② 税務代理士法制定（昭和 17 年 2 月）
- ③ シャウブ勧告（昭和 24 年、25 年）
- ④ 税理士法制定（昭和 26 年 6 月 15 日）
- ⑤ 大改正（昭和 31 年、36 年、55 年、平成 13 年、26 年）

(2) 税理士の使命

税理士法第 1 条

【税理士の使命】税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(3) 税理士の業務

税理士法第 2 条 第 2 条の 2

- ① 税務代理
- ② 税務書類の作成
- ③ 税務相談
- ④ 税理士業務に付随する財務書類の作成等
- ⑤ 補佐人としての業務

(4) 税理士の資格

税理士法第 3 条

- ① 税理士試験に合格した者
- ② 試験科目の全部について、税理士試験を免除された者
- ③ 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む）
- ④ 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む）

使命規定を有する隣接士業の比較

	税理士法	弁護士法	公認会計士法
使命	<p>税理士は、税務に関する専門家として、独立した公平な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする</p> <p style="text-align: center;">(1条)</p>	<p>弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする</p> <p style="text-align: center;">(1条1項)</p>	<p>公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、持って国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする</p> <p style="text-align: center;">(1条)</p>
業務	<p>税理士は他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする</p> <p>一 税務代理 二 税務書類の作成 三 税務相談</p> <p style="text-align: center;">(2条1項)</p>	<p>(1) 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする(3条1項)</p> <p>(2) 弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる</p> <p style="text-align: center;">(3条2項)</p>	<p>公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする</p> <p style="text-align: center;">(2条1項)</p>
業務等の制限	<p>税理士又は税理士法人でない者は、税理士法に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない</p> <p style="text-align: center;">(52条)</p>	<p>弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訴事件及び再審請求、異議申立て、再審請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは若いその他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周施をすることを業とすることができない</p> <p>ただし、この法律または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない(72条)</p>	<p>公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て2条1項に規定する業務を営んではならない(47条の2)</p>

日本国憲法抜粋

第13条【個人の尊重と公共の福祉】

すべて国民は、個人として尊重される。
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等】

① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第25条【生存権】

① すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。

第26条【教育を受ける権利、教育の義務】

① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【勤労の権利・義務】

① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

第29条【財産権】

① 財産権は、これを侵してはならない。
② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

第30条【納税の義務】

国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第84条【租税法律主義】

新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。